

令和5年度 特定行政書士法定研修 考查問題

解答と解説

問題	正答
1	3
2	2
3	4
4	3
5	1
6	2
7	1
8	3
9	4
10	3
11	2
12	1
13	2
14	1
15	3
16	1
17	3
18	3
19	1
20	2
21	4
22	1
23	1
24	3
25	4
26	3
27	3
28	4
29	2
30	3

本書の使い方

解答（正解の番号）は行政書士会発表の公式の正答と同一です。
解説には問題肢に該当する法令の条文番号または行政書士会配布の3冊の書籍の該当ページを記載していますので、肢の○×の理由は該当する条文・書籍のページで確認してください。

令和5年度の考查問題と正答は以下からダウンロードできます。

<https://www.gyosei.or.jp/members/training/specified-training/20231115-0>

（ログインには日行連会員サイト連 con のアカウントが必要です）

特定行政書士考查は、行政書士会配布の3冊の書籍に記述されている文言をそのまま問題肢にしているものが多数あります。これらの問題肢は条文の知識だけでは正答することが難しい場合がありますので要注意です。

表記の例

行手法 39-2: 行政手続法第 39 条第 2 項

行審法: 行政不服審査法

行訴法: 行政事件訴訟法

行政書士のための行政法: 行政書士会配布書籍(第2版)

行政書士のための要件事実の基礎: 行政書士会配布書籍(第2版)

法定研修テキスト: 行政書士会配布法定研修テキスト(令和6年度版)

※年度による大きな違いはないと思われますので別年度版でも参照可能です

適用されない ×: 問題文の「適用されない」が誤り箇所

作成者

特定行政書士 鈴木 修 (神奈川県相模原支部)

Ver1.0 2024年11月15日発行

作成者は本書の内容について一切の責任を負いません。

本書は無償で使用できますが、許可なく営利目的での使用を禁じます。

お問合せ先: suzuki@komorebi-office.jp

問題1 誤っているものはどれか 答：3

- 1 行手法 3-3 ○
- 2 行手法 3-1-8 ○
- 3 認められない × (行手法 1-2)
- 4 行手法 3-3 ○

問題2 正しいものはいくつあるか 答：2

- ア 行手法 2-1-8-ロ ○
- イ 設定する余地はない × (行政書士のための行政法 P61 1~4 行目)
- ウ 行手法 5-3 ○
- エ 当然に違法となる × (行政書士のための行政法 P61 下から 4 行目)

問題3 正しいものはどれか 答：4

- 1 受理 × (行手法 37) 到達
- 2 関わらない × (行手法 2-3)
- 3 全国一律に～ × (行政書士のための行政法 P62 下から 2~1 行目)
- 4 行手法 7 ○

問題4 誤っているものはどれか 答：3

- 1 行政書士のための行政法 P66 下から 1 行目~P67 1 行目 ○
- 2 行手法 8 ○
- 3 十分な理由が～別の理由が × (行政書士のための行政法 P67 10 理由提示の違法)
- 4 行政書士のための行政法 P67 下から 3~1 行目 ○

問題5 誤っているものはどれか 答：1

- 1 不利益処分に該当するものとしがないものがある × (行手法 2-1-4-ロ)
- 2 行手法 12 ○
- 3 行手法 14 ○
- 4 行手法 13-2-1 ○

問題6 誤っているものはどれか 答：2

- 1 行手法 35 の反対解釈 ○
- 2 法律に根拠を有しない × (行手法 36) 一定の条件に該当する複数の者に対し
- 3 行手法 35-3 の反対解釈 ○
- 4 行手法 35-4-1 ○

問題7 誤っているものは次のうちどれか 答：1

- 1 行手法 40-1 ×
- 2 行手法 39-4-6 ○
- 3 行手法 39-4-5 ○
- 4 行手法 39-4-7 ○

問題8 誤っているものはどれか 答：3

- 1 行手法 36 の 2-1 ○
- 2 行手法 36 の 2-1 ○
- 3 偽条文 × 中止を求めることができるのは行政指導
- 4 行手法 36 の 2-2, 36 の 3-2 ○

問題9 誤っているものはどれか 答：4

- 1 行政書士のための行政法 P83 7行目～8行目 ○
- 2 行政書士のための行政法 P83 下から7行目～6行目 ○
- 3 行審法 7-1-10 ○
- 4 相手方となるものでなければ × (行審法 7-2) 相手方となるものは

問題10 正しいものはどれか 答：3

- 1 直近上級行政庁 × (行審法 4-1-4) 最上級行政庁
- 2 主任の大臣 × (行審法 4-1-2) 当該庁の長
- 3 法定研修テキスト P126 【判例 最二小判令和3年1月22日】 ○
- 4 都道府県知事 × (行政書士のための行政法 P86 3行目) 市町村長

問題11 誤っているものはどれか 答：2

- 1 行審法 6-1 ○
- 2 規定が数多くみられる × (行政書士のための行政法 P87 17行～18行) 再審査請求前置は消滅
- 3 行審法 6-2 ○
- 4 行審法 62-1 ○

問題12 誤っているものはどれか 答：1

- 1 できなかった × (法定研修テキスト P106 下から9行目以降) 旧法から内容変更
- 2 行審法 3 ○
- 3 行政書士のための行政法 P90 13行目 ○
- 4 行審法 49-1 ○

問題13 誤っているものはどれか 答：2

- 1 行審法 19-1 ○
- 2 不作為時の審査請求の趣旨および理由 × (行審法 19-3)
- 3 行審法 24-1,24-2 ○
- 4 行審法 12-1,12-2 ○

問題14 誤っているものはどれか 答：1

- 1 できない × (行審法 38-1)
- 2 行審法 33 ○
- 3 行審法 13 ○
- 4 行審法 29-2,29-5 ○

問題15 誤っているものはどれか 答：3

- 1 行審法 45-1,45-2 ○
- 2 行審法 48 ○
- 3 宣言せずに × (行審法 45-3)
- 4 行審法 49-3 ○

問題16 誤っているものはどれか 答：1

- 1 書面で教示しなければならない × (行審法 82-1)
- 2 行審法 9-1-3 ○
- 3 行審法 43-1-4 ○
- 4 行審法 25-2 ○

問題17 正しいものはどれか 答：3

- 1 準用されることはない × (行訴法 7)
- 2 客観的な法秩序の維持を目的 × (行訴法 4)
- 3 行政書士のための行政法 P108 1行目~2行目 無名抗告訴訟 ○
- 4 地方公共団体の議会の選挙の無効 × (行政書士のための行政法 P108 下から2行目 選挙訴訟)

問題18 誤っているものはどれか 答：3

- 1 行政書士のための行政法 P112 16行目~17行目 ○
- 2 行政書士のための行政法 P112 下から3行目以降 ○
- 3 できない × (行訴法 9-2)
- 4 行政書士のための行政法 P115~116(2)③ ○

問題19 正しいものはどれか 答：1

- 1 行訴法 9-1 ○
- 2 原則として処分をした行政庁 × (行訴法 11-1-1) 行政庁の所属する国又は公共団体
- 3 支部 × (行政書士のための行政法 P117 上から 5 行目)
- 4 提起してはならない × (行訴法 8-2-1)

問題20 正しいものはどれか 答：2

- 1 主張することもできる × (行訴法 10-1)
- 2 行政書士のための行政法 P119 下から 1 行目,120 1 行目 ○
- 3 差替えが否定 × (行政書士のための行政法 P121,122 (6)被告による処分理由の差替え・追加)
- 4 あらかじめ当事者の意見を聞くことなく × (行訴法 23-1,2)

問題21 正しいものはどれか 答：4

行政書士のための要件事実の基礎 P137,138 (2)「行政処分の違法一般」の内容

問題22 誤っているものはどれか 答：1

- 1 所有権移転登記の効力 × (行政書士のための要件事実の基礎 P85 1 行目~3 行目)
- 2 行政書士のための要件事実の基礎 P80 下から 5 行目以降 ○
- 3 行政書士のための要件事実の基礎 P83 7 行目~11 行目 ○
- 4 行政書士のための要件事実の基礎 P83 下から 2 行目~ P84 2 行目まで ○

問題23 正しいものはどれか 答：1

行政書士のための要件事実の基礎 P55~P56 規範的要件の要件事実

問題24 正しいものはどれか 答：3

- 1 制限規定がある × (行政書士のための要件事実の基礎 P27 (3)証拠能力)
- 2 証拠による証明の対象ではない × (行政書士のための要件事実の基礎 P27 (1)証拠)
- 3 行政書士のための要件事実の基礎 P28 ○ 法規・経験則
- 4 資料とすることはできない × (行政書士のための要件事実の基礎 P32 (3)証拠共通の原則)

問題25 誤っているものはどれか 答：4

- 1 行政書士のための要件事実の基礎 P174 ○
- 2 行政書士のための要件事実の基礎 P172 下から 7 行目 ○
- 3 行政書士のための要件事実の基礎 P167 下から 2 行目以降 ○
- 4 口頭弁論終結時 × (行政書士のための要件事実の基礎 P167 下から 4 行目) 処分時

問題26 正しいものはどれか 答：3

- 1 Xが主張立証しなければならない ×(行政書士のための要件事実の基礎P90 下から5行目~3行目)
- 2 主張立証責任はY ×(行政書士のための要件事実の基礎P91 賃料前払特約)
- 3 行政書士のための要件事実の基礎P92 下から3行目以降 ○
- 4 意思表示をした旨を主張しなくても ×(行政書士のための要件事実の基礎P91 3行目)

問題27 必要がないものは次のうちどれか 答：3

法定研修テキスト P231 スライド 41

問題28 最も適切なものはどれか 答：4

- 1 A社に説明をせず ×(法定研修テキスト P296 スライド 28)
- 2 特定行政書士Bは評判が悪い ×(法定研修テキスト P298 スライド 31)
- 3 A社の意向を確認せず ×(法定研修テキスト P299 スライド 33)
- 4 法定研修テキスト P294 スライド 23 ○

問題29 最も適当なものはどれか 答：2

- 1 金融機関の依頼で相続関係人の調査のため ×(職務上請求書の適正な使用及び`取扱いに関する規則5)
- 2 職務上請求書の適正な使用及び`取扱いに関する規則13 ○
- 3 個人情報の保護に関する法律 ×(日本行政書士会連合会会則61の2) 住民基本台帳法
- 4 不動産の相続登記をするため ×(職務上請求書の適正な使用及び`取扱いに関する規則5)

問題30 最も問題が少ないものはどれか 答：3

- 1 案件の経過、自己の処理内容は詳しく書いた ×(行政書士職務基本規則11)
- 2 依頼者の情報をYに伝えた ×(行政書士職務基本規則11)
- 3 行政書士職務基本規則11(正当な理由) ○
- 4 業務上知り得たBの情報を伝えた ×(行政書士職務基本規則11)

以上